

## 資料6

### 「OIE リスト疾病」に関する アドホックグループの報告書の概要

(当該報告書が関連する場所)

第1巻 一般規定

第1部 動物疾病の診断、調査及び通報

第1.2章 リスト疾病の基準



資料6-1

# OIEリスト疾病

資料6-1

## OIEリスト疾病とは

### リスト疾病の定義

“OIE総会で合意され、OIE陸生コード第1.2章に掲げられた伝達性疾病のリスト”

### リスト疾病に選ばれると

- ① OIE報告(緊急通報、6か月報告、年次報告等)の対象になる。
- ② 疾病別OIEコード・マニュアルが作成される。

除外されると

- ① 国際的な監視の対象ではなくなる。
- ② 輸出入検疫の対象とするにはリスク評価が必要。

資料6-1

## OIEリスト疾病の基準

【通常の疾病】以下のすべての基準を満たす。

基準(1): 国際的感染拡大

基準(2): 清浄国の存在

基準(3): 人・家畜・野生動物に被害

基準(4): 定義・診断法の存在

【新興感染症】

新興感染症の基準を満たす。

資料6-1

## OIEリスト疾病の基準(1)

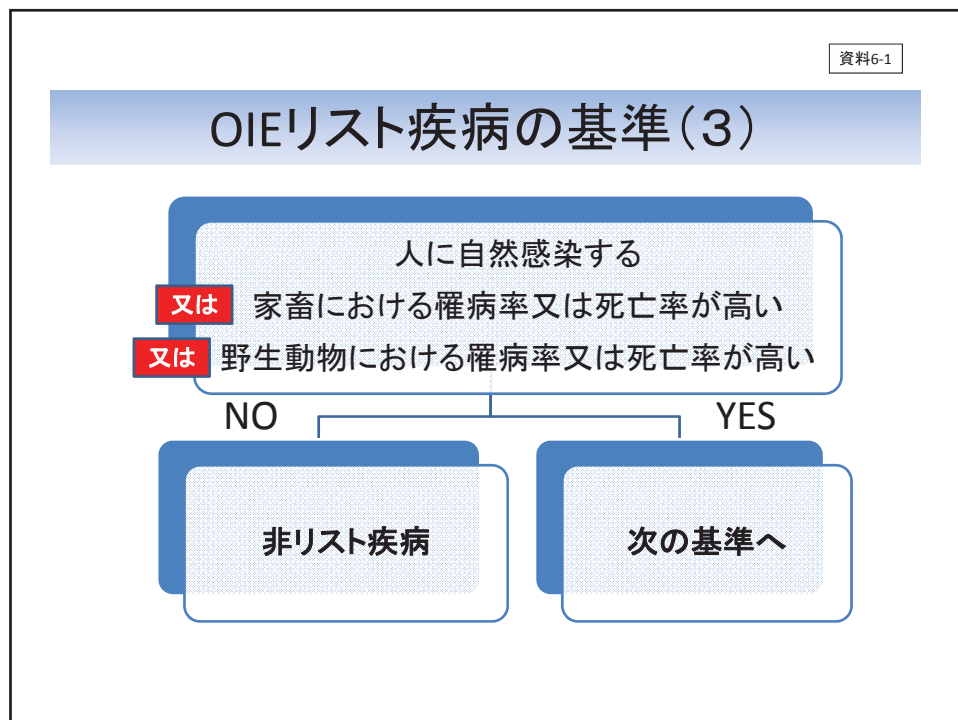
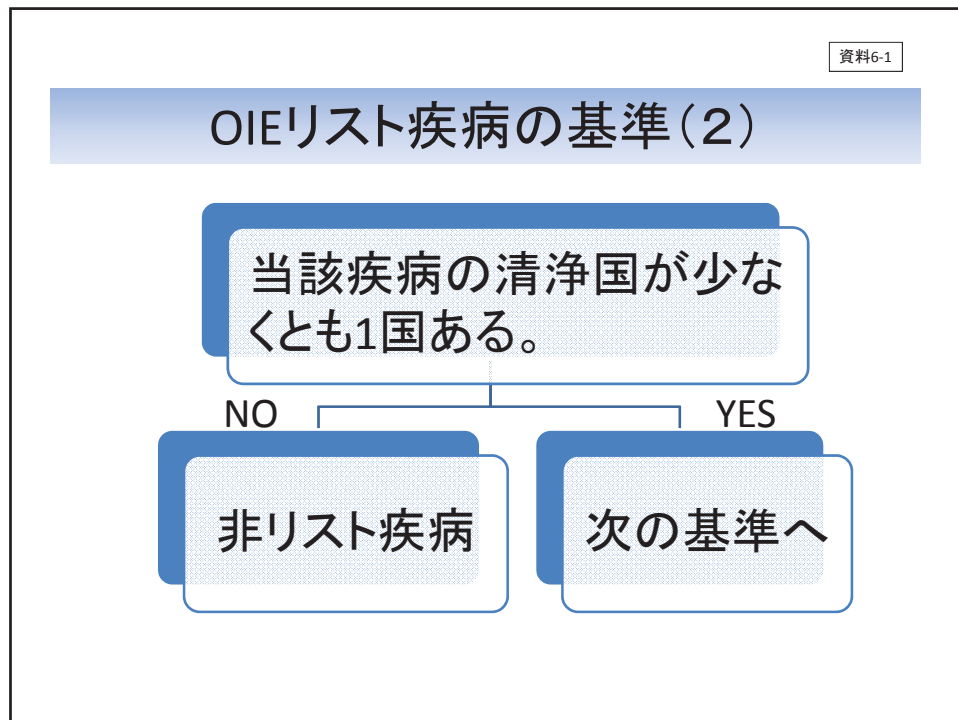
当該病原体の国際的な感染拡大が証明されている。

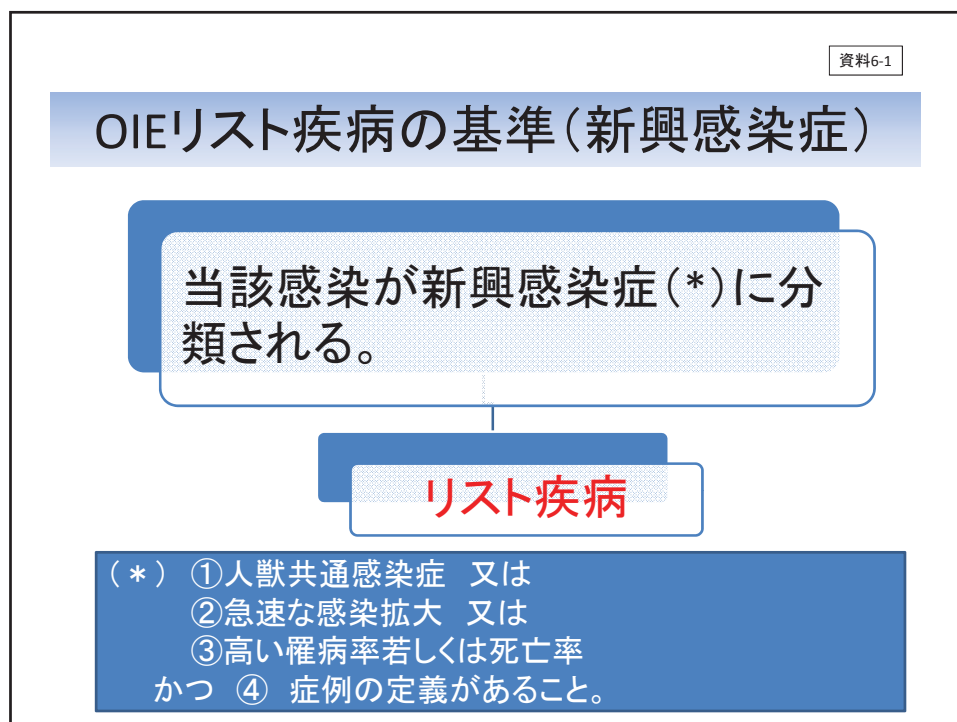
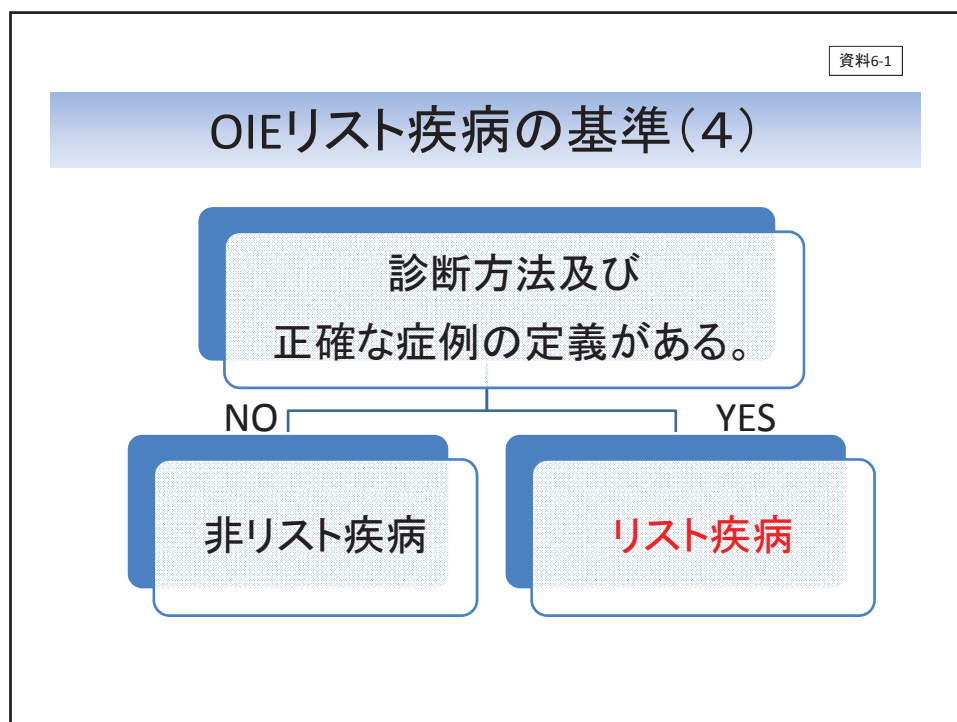
NO

YES

非リスト疾病

次の基準へ





資料6-1

## 議論の概要

- 2012年7月、OIE動物疾病・病原体通報アドホックグループが、リスト疾病の基準に照らして、リスト疾病からの除外及び追加を議論
- 2012年9月、OIEコード委員会が、アドホックグループの結論を議論。いくつかの結論に疑問を表明。
- 今回、例外的に、コード委員会が、アドホックグループの報告書に対する加盟国からの意見を募集。
- 今後、加盟国の意見を踏まえて、コード委員会が再度議論し、コード委員会として提案又はアドホックグループに差し戻される。

資料6-1

## アドホックグループがリスト疾病から “除外”と結論した疾病

・牛白血病 (届)  
 ・出血性敗血症 (家)  
 ・ニパウイルス感染症 (届)  
 ・ヨーネ病 (家)  
 ・スクレイピー (家)  
 ・豚水泡病 (家)  
 ・伝染性胃腸炎 (届)  
 ・水泡性口炎 (家)

・伝染性気管支炎 (届)  
 ・伝染性喉頭気管炎 (届)  
 ・牛カンピロバクター症 (届)  
 ・クリミアコンゴ出血熱  
 ・馬鼻肺炎(EHV-4によるもの) (届)  
 ・伝染性ファブリキウス嚢病 (届)  
 ・豚嚢虫症  
 ・西部馬脳炎 (家)

注：(家)家畜伝染病 (届)届出伝染病

主な疾病の概要は以下のとおり

資料6-1

## 牛白血病(届)

### 参考

- 牛のみの病気。コードの対象は、ウイルス感染による地方病性白血病 (EBL)であり、我が国では、近年、発生報告数が増加している。
- 感染牛の血液、乳汁が感染源。吸血昆虫による機械伝播や、去勢、除角、直腸検査などによる水平伝播が主な感染経路。
- 特徴病変は全身性のリンパ腫。BLV感染牛の60～70%は無症状キャリア。数か月～数年の無症状期を経て、数%の感染牛は発症する。
- 診断法としては、ウイルス分離、抗体検査(寒天ゲル内沈降試験及びELISA)及びPCRによる遺伝子検査。

除外理由: 基準3

(国際的に) 広くまん延しているが、高い罹病率を示さない。

資料6-1

## 出血性敗血症(家)

### 参考

- 偶蹄類(牛、豚)の病気。*Pasteurella multocida*(細菌)が原因。
- 東南アジア、中近東、アフリカ及び中南米諸国で発生報告があるが、日本、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、西ヨーロッパにはない。
- 甚急性例では突然死。急性例では、体温下降し、発症後、概ね数時間から2日の経過で死亡。回復することはほとんどない。
- 診断法としては、細菌染色、細菌培養及びPCRによる遺伝子検査。

除外理由: 基準1

生きた動物又はその生産物を通じて、国際的に感染拡大していることの報告はない。

コード委員会のコメント

生きた動物を通じて国際的に感染拡大しており、FAOは越境性感染症に分類している。除外には疑問。



資料6-1

## ニパウイルス感染症(届)

### 参考

- 馬、豚の病気。ニパウイルスが原因。
- 1998年から1999年にかけてマレーシア、シンガポールで発生した新興人獣共通感染症。豚において肺炎、脳炎を主徴とした致死性感染症。この期間に265名の感染者、105名の死亡者。バングラデシュでも2001年～2008年に152名の死亡者。オオコウモリが自然宿主。
- 間接ELISA法でスクリーニングを行い、最終判定を中和試験で行う。

除外理由: 基準1

生きた動物、その生産物又は媒介物を通じて、国際的に感染拡大することは証明されていない。

コード委員会のコメント

豚の貿易を通じて国際的に拡大することが知られており、職業的被ばくを通じて人に感染したこともある。除外には疑問。

資料6-1

## ヨーネ病(家)

### 参考

- 牛、鹿、綿羊等の病気。原因菌は、ヨーネ菌。
- 我が国でも近年、摘発頭数が増加する傾向。経口感染が主であり、感染母牛から子牛への感染が重要。胎児への胎盤感染も起こる。
- 慢性の頑固な間欠性の下痢、乳量の低下、消瘦等を引き起こす。妊娠や分娩などのストレスが発症の誘因。
- 病理学的検査として、直接鏡検、分離培養及びPCR法。血清学的検査としてELISA法、補体結合反応、ヨーニン皮内反応。新たな診断法として、インターフェロン・ガンマ検査。

除外理由: 基準4

正確な診断法がなく、臨床症状を呈さない感染動物の診断が難しい。

資料6-1

## スクレイパー(家)

### 参考

- 綿羊、山羊の病気。原因は、異常プリオン蛋白質。
- ヨーロッパ、北米のほか我が国でも散発的な発生。
- 中枢神経障害に起因した異常行動、過敏症、不安、歩様異常、後躯麻痺、泌乳量の低下、一般健康状態の悪化。掻痒、脱毛を認める例もある。
- 病理学的検査として、中枢神経系における異常プリオン蛋白質の有無の検査のため、ELISA、ウエスタンブロット法及びIHC。リンパ組織に蓄積する異常プリオン蛋白質の検出も可能。

除外理由: 基準3

高い罹病率(2-30%)又は死亡率を示さず、人獣共通感染症でもない。潜伏期間が長いため罹病率の評価は困難。

資料6-1

## 豚水胞病(家)

### 参考

- 豚のみの病気。原因は、豚水胞病ウイルス。
- 散発的発生と大きな流行とがあるが全頭が発症することはない。経口、経鼻、創傷感染で伝播する。不顕性感染し、キャリア動物は糞便中にウイルスを排出する。
- 四肢の水疱形成を伴う跛行と一過性軽度の発熱。直接の原因で死亡することはない。
- 診断法は、ウイルス分離検査、中和試験及びELISA。同時に抗原検出ELISA、RT-PCRにより口蹄疫と類症鑑別を実施。

除外理由: 基準3

高い罹病率又は死亡率を示さず、人獣共通感染症でもない。

資料6-1

## 伝染性胃腸炎(届)

### 参考

- 豚の病気。原因は、豚伝染性胃腸炎ウイルス。
- 主に冬季に流行。キャリア状態の豚の導入のほか、出荷トラックや人によって農場に侵入する。抗体陰性農場では爆発的に流行する。下痢便中には大量のウイルスが排泄され、経口、経鼻的に伝播。
- 流行形では激しい水様性下痢、嘔吐等。特に1週齢以下の哺乳豚では有病率、致死率ともに100%。日齢が進むと致死率は低下。
- 診断法は、ウイルス分離検査。分離できないことも多いため補助的にRT-PCR法にウイルス遺伝子の検出。抗体検査は、発病期と回復期の血清を用いた中和検査。

除外理由: 基準4

信頼できる診断法がない。

資料6-1

## 水胞性口炎(家)

### 参考

- 馬、ロバ、牛、豚、水牛などの病気。原因は、水胞性口炎ウイルス。
- 発生はアメリカ大陸のみに限られる。吸血昆虫(ダニ、サンバエ、蚊等)によって伝播されるため、季節性がみられる。発生時には、感染動物や汚染物との接触でも伝播。
- 発熱後、泡沫性の流涎や蹄、鼻、口腔内の水疱形成。人が感染した場合、インフルエンザ様の症状を示すことがある。
- 診断法は、ウイルス分離、抗原検出ELISA及びRT-PCR、抗体検査は、ELISA、中和試験及び補体結合反応。

除外理由: 基準3

高い罹病率又は死亡率を示さず、発症率は低い(10-20%)。人獣共通感染症の可能性はほとんどない。



## 「OIE リスト疾病」に関するアドホックグループの報告書の概要

### 1. 経緯

- 2012年5月 第80回OIE総会が新しい「リスト疾病の基準」を承認
- 2012年7月 OIE動物疾病・病原体通報アドホックグループが、新しい基準に従い、蜂疾病を除く全85陸生リスト疾病について評価し、16疾病のリストからの削除を勧告。
- 2012年9月 OIEコード委員会が、当該勧告について議論し、いくつかの疾病に対するアドホックグループの評価に疑問を持ち、加盟国に意見照会することを決定。

### 2. 論点

アドホックグループがリストからの削除を勧告した16疾病について、リスト疾病の基準に照らして、科学的に妥当か。なお、我が国は、そのうち14疾病について「監視伝染病」として指定している。

リストからの削除を勧告された疾病
伝染性気管支炎
伝染性喉頭気管炎
牛カンピロバクター症
クリミアコンゴ出血熱
牛白血病
馬鼻肺炎 (EHV-4によるもの)
出血性敗血症
伝染性ファブリキウス嚢病
ニパウイルス感染症
ヨーネ病
豚嚢虫症
スクレイピー
豚水泡病
伝染性胃腸炎
水泡性口炎
西部馬脳炎

### 【参考】OIE動物疾病・病原体通報アドホックグループのメンバー

- Dr Franck Berthe: 欧州食品安全庁動物衛生福祉部上級科学官 (イタリア)
- Prof. Mohammed Bouslikhane: 農業獣医研究所(モロッコ)
- Dr Paolo Calistri: アブルッツォ・モリーゼ動物予防試験所 (イタリア)
- Dr Bruno Garin-Bastuji: 食品環境労働衛生安全庁動物衛生試験所 (フランス)
- Dr Francisco Javier Reviriego-Gordejo: 欧州連合衛生消費者局(ベルギー)
- Dr Louis Touratier: (フランス)
- Dr Steve Weber: 疫学・動物衛生センター (アメリカ)



## 【仮訳】

## OIE 動物疾病・病原体通報アドホックグループ会合の報告

2012年7月24-26日 パリ

OIE 動物疾病・病原体通報アドホックグループは、2012年7月24日から26日までOIE本部で会合した。

当該グループのメンバー及びその他の出席者は、別添Ⅰに記載されている。当該会合は、フランクベルテ博士が議事を進め、スティーブ博士が報告者を務めた。

OIE 動物衛生情報部長のカリム・ベン・ジェバラ博士が、事務局長のベルナール・ヴァラ博士に代わって出席者を歓迎し、OIE の招待を受けてくれたことに感謝した。彼は、以前のリスト A 及びリスト B の分類に代わって疾病リストを一本化した理由について説明した。2004年に単一のリストを作成した目的は、疾病を明確な危害として分類し、すべての疾病に国際貿易における同程度の重要性を付与することによって、世界貿易機関（WTO）衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS）の述語と調和させることであつた。通報対象疾病の単一リストを作成するに当たり、OIE は、大多数の加盟国にとって受け入れ可能なものになるよう疾病をリストへの追加基準を明確化し、国際委員会の関連決議（特に2001年5月第23号決議）が定めた基準を尊重し、OIE のその他の目標及び使命に従つた。リスト化の当該 OIE 基準を満たした新しい疾病リストは、2005年5月の OIE 総会での決議のため提案され、2006年1月1日から施行された。

カリム・ベン・ジェバラ博士は、会合の目標を提示した。すなわち、2012年5月の OIE 総会で決議された改正リスト化基準に照らして OIE リスト疾病及び候補疾病をそれぞれ評価し、リスト化すべき又は除外すべき疾病を提案することである。グループは、リスト化された疾病の名称について、病原体名による病名を提案するようを要請された。グループはまた、議論の対象とすべき新疾病又は新興疾病に関するインプットも求められた。慢性消耗病及びシュマレンベルグウイルス感染症は、候補として認定された。グループの委託事項が再検討され、合意された（別添Ⅱに記載）。

グループからのインプットの予定表は、2012年夏の専門委員会での検討及び2013年の決議に間に合わせて情報を入手できるよう設定された。

グループは、OIE が疾病リストを設定するに当たつての主要目標を議論した。第一の目標は、病原体の拡大を最小限に抑え、動物及び動物産品を通じた当該病原体の侵入を各国が予防することができるようにするため、リスト化し、報告すべき正しい病原体（疾病、感染及び外部寄生）を同定することであると彼らは合意した。OIE のリスト化する疾病の数を最も妥当な数に限定すれば、この第一の目的を依然達成したまま、加盟国の

通報に係る負担を軽減することになるであろう。

## 1. 疾病リスト化のための決定木

OIE 陸生動物衛生コード（陸生コード）第 1.2 章に含まれる新しく決議されたリスト疾病の基準に従い、決定木が作成された。当該決定木の文言は、第 1.2.2 条の語句を反映した。新興疾病には正確な疾病の定義又は信頼できる診断法がないということ所与のこととし、陸生コード第 1.2 章に従い、新興疾病のリスト化のために別の決定木も作成された。

グループは、リスト化すべきと考えられる疾病の要請は加盟国から出されるべきであるということに合意した。

グループは、陸生コード第 1.2 章に明確に規定されている当該基準の解釈について議論し、以下の点に合意した。

第 1.2.2 条第 1 項（国際的感染拡大）に関して、グループは以下のとおり考える。

- 証明された病原体の国際的感染拡大の概念は、時間的制限を含まず、また、歴史的証拠に基づくべきである。
- 国際的感染拡大には、移動性の動物による自然の感染拡大は含まず、人為的活動並びに動物及び動物由来生産物の‘貿易関連’の移動に焦点が置かれる。

第 1.2.2 条第 2 項（疾病の清浄性又は差し迫った清浄性）に関して、グループは以下のとおり考える。

- 国が清浄である又は清浄化が差し迫っているということは、陸生コード第 1.4 章（動物衛生サーベイランス）に従い立証されるべきであり、撲滅が達成可能であることを意味する。
- 牛海綿状脳症のような、ある疾病については、‘無視できるリスク’は‘清浄性’と同等である。

第 1.2.2 条第 3b 項及び 3c 項（罹患率及び死亡率）に関して、グループは以下のとおり考える。

- 罹患率及び死亡率の程度は、国又は地域のレベルで考慮される。世界動物衛生情報システム／世界動物衛生情報データベースインターフェイス（WAHIS/WAHID）から入手できるデータのみならず外部の情報源（たとえば、欧州食品安全庁[EFSA]の科学的意見）からのデータも罹患率の程度を評価するのに利用された。罹患率及び死亡率の程度の解釈には、感受性動物群の中でも純粋で影響を受けやすい群における最悪のケースのシナリオを考慮した。罹患率はまた、臨床症例の存在を重視して解釈した。



グループは、‘新興疾病’がもはや‘新興’とみなされない場合を決定する基準を作成する必要性を認めた。ウエストナイル熱及びニパウイルスは、両方とも数年前に出現したものであり、例として引用された。グループは、OIEがこれに関する指針を作成するよう勧告した。

明らかに国際的に感染拡大しているにもかかわらず、‘生きた動物、その生産物又は媒介物を通じた’感染拡大が常に立証され又は文書で証明されているわけではないことから、ある疾病については‘証明された国際的感染拡大’の証拠を確認することが困難であった。ベクター媒介疾病については特にそうであった。

議論の間、グループは、広くまん延していることが既知の有効なワクチンが存在する疾病（たとえば、豚伝染性胃腸炎）のリスト化を決定することのむずかしさを認識した。グループは、マレック病のリストからの削除に言及し、一貫性を保つため、この種の疾病はリストから外されるべきと勧告した。

いくつかの国はブルセラ病の感染を菌種のレベルで区別していないことから、グループは、ブルセラ属の菌種の報告に懸念を抱いた。グループは、報告における特異性の欠如がブルセラ属の菌種と宿主との関係の混乱につながりかねないという事実を議論した。菌種が区別されれば報告の特異性が向上することから、グループは当該疾病（ブルセラ病）の名前の横に病原体の名前（*B. abortus*、*B. melitensis* 又は *B. suis*）を追加することを提案した。特定の菌種が同定されない場合には、当該感染は単に *Brucella spp.* と報告されるべきである。

グループはまた、疾病が第 1.2.2 条のリスト化基準を満たしているかどうか確認するための情報の信頼性にも懸念を抱いた。疾病がリスト化基準に該当するかどうか評価する場合には、加盟国が提供した WAHIS のデータが広範に使用されていることから、グループはまた、世界保健機関（WHO）の加盟国提供情報信頼性スコアのような各国から提供された情報の信頼性を評価するためのツールを作成することも提案した。

## 2. 病原体の名称を使用した疾病名

疾病の名称に関して、グループは、病原体名に続いて‘感染症’の語句を使用することに合意した。しかしながら、この原則をすべての疾病に適用するのは困難であった。現在使われている用語を変えることは、実際にいくつかの疾病の報告に混乱を生じさせ、公衆衛生と動物衛生サービスの間での用語の一貫性が損なわれる場合もある。

そこでグループは、リスト疾病の名称変更には、場当たりのアプローチを採用する必要があることに合意した。グループは、以下の疾病については既存の名称を維持

することを提案した。すなわち、i) 口蹄疫 (FMD) や牛肺疫 (CBPP) のような一般的に受け入れられている疾病、ii) 病原体名が疾病名に関連しているが (たとえば、牛バベシア病)、当該属にいくつかの種が含まれている疾病、並びにiii) 病原体の分類法がまだ十分に確立されていない、安定していない疾病である。別添Vに新しく提案されたリスト疾病の名称を列記する。

提案された変更の軌跡を保持するため、グループは、疾病のリストには、新しい名称の後ろに括弧書きで現在の名称を付けるよう提案した。これによって、新しい用語への変更が促進されるであろう。グループはまた、リスト疾病の名称が変更されたらすぐに、陸生コード及び OIE 陸生動物の診断・ワクチンマニュアル (陸生マニュアル) のすべての関連章を整合的に修正することも勧告した。

いくつかの病原体を持つ疾病については、グループは、報告システムが種レベル (たとえば、*Brucella spp.*) で報告する機会を提供するとともに、病原体を種レベルで分類することができない加盟国が、属レベルでのデータ報告を継続することができる選択肢を提供することを提案した。

グループは、詳細報告、通報などの目的のためには、リスト疾病の明確な症例定義が重要であることを認識した。陸生コードの中には、症例の定義が欠けているいくつかの例があることに気が付いた。グループは、陸生コードの章を作成するには時間がかかるかもしれないことは認めたが、各 OIE リスト疾病の報告のためには、陸生コード又は陸生マニュアルの中に症例の定義を明細に記すことを勧告した。そうすれば、加盟国が WAHIS を通じて正しく疾病を報告するのに役立つであろう。これは、症例の定義を持っていない疾病に少しずつ行われていくであろう。グループは、緬羊・山羊で診断されたブルセラ属をそれぞれの感受性種の *B. melitensis* の診断へと変更した例を引用した。

蜜蜂疾病アドホックグループが、2012年7月10日から12日に開催された会議で、すでに新しいリスト化の基準に従い疾病評価をしていることから、グループは、蜂疾病の見直しはしなかった。

### 3. OIE リスト疾病に関する主な議論の要約

グループは、現行リストに記載されたすべての疾病について作業を行い、疾病又は感染症の OIE リストへの包含に基準を適用した。疾病毎の基準の詳細評価の成果は、別添IVである。場合によっては、グループは、公的情報及び WAHID データを用いて、罹病率及び死亡率に関する現在入手可能な統計に基づきそれを決定した。

オウム病—当該疾病は国際的な感染拡大が証明されている。当該疾病の清浄性を報告している国がある。グループは、当該疾病をリストに残すことを勧告したが、報

告は遺伝子型に基づいてなされるべきである。

伝染性気管支炎—当該疾病は広くまん延している。清浄性を主張している国はない。当該疾病の報告をしたことがない国が1国ある。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

伝染性喉頭気管炎—当該疾病は広くまん延している。清浄性を主張している国はない。当該疾病の報告をしたことがない国が1国ある。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

牛カンピロバクター症—当該疾病は広くまん延している。清浄性を主張している国が1国あるが、当該国は、その宣言を正当化する防疫プログラムを有していない。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

牛バベシア病—グループは、基準に照らして、当該疾病はリストに残すべきと結論した。グループは、報告のため、基準を満たす重要な種、すなわち *Babesia bovis*、*B. bigemina*、*B. divergens*、*B. major* 及び *Babesia sp.* をリスト化することを勧告した。

牛結核病—グループは、基準に照らして、当該疾病はリストに残すべきと結論した。いくつかの *Mycobacterium* 属の菌種が牛科動物の感染に関連していることから、病原体名が議論された。グループは、2つの最も重要な菌種は *M. bovis* 及び *M. caprae* であることを認めた。グループは、‘*Mycobacterium tuberculosis* 複合感染症’ の用語を使用することを勧告した。

伝染性無乳症—当該疾病は広くまん延しており、当該疾病が清浄であると考えられる国もあり、罹病率も高く（30%から60%）、確認のために利用できる診断法もある。グループは、当該疾病をリストに残すことを勧告した。当該疾病の原因は、*Mycoplasma capricolum subsp. capricolum* (Mcc)、*M. mycoides subsp. capri* (Mmc) 又は *M. putrefaciens* ではなく、*M. agalactiae* であることから、グループは、*M. agalactiae* による疾病のみを伝染性無乳症の通報対象とすべきことも決定した。

クリミアコンゴ出血熱—グループは、決定木の基準の術後、すなわち生きた動物、その生産物又は媒介物を介した伝播のみを考慮し、移動性野生鳥類又は野生動物を介しての伝播を考慮せずに、この疾病の国際的感染拡大を評価した。動物における当該感染の有無を評価するのに利用可能な信頼できる血清試験が今のところないことにも言及された。したがって、この疾病は基準を満たさなかった。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

エキノコックス症・包虫症—グループは、当該疾病をリストに残すことを勧告した。

グループは、さまざまな病原虫種の重要性を議論し、既存の5虫種のうち、*E. granulosus* 及び *E. multilocularis* のみを通報対象として残すべきであり、他の3虫種については、更なる専門家の意見を求めるべきであると提案した。グループは、当該疾病を“エキノコックス症”と命名すること並びにリスト化の基準を満たす2虫種、すなわち *E. granulosus* 及び *E. multilocularis* のみをリストに入れるべきと勧告した。

牛白血病—当該疾病は広くまん延しており、高い罹病率を示さない。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

馬ピロプラズマ病—グループは、当該疾病を“*Babesia caballi* 及び *Theileria equi* 感染症”と命名し、種の同定ができない加盟国の通報システムのリストに *Babesia sp* による疾病を追加するよう勧告した。

馬鼻肺炎—この疾病は、馬ヘルペスウイルス1型 (EHV-1) 及び馬ヘルペスウイルス4型 (EHV-4) によって引き起こされる可能性がある。EHV-1による馬鼻肺炎は、新興疾病のおそれもあると思われるが、グループは、現在入手できる情報が不十分であると認識し、更なる専門家の意見を求めた。EHV-4による馬鼻肺炎については、グループは、当該疾病が高い罹病率を示さないことからリストから削除することを勧告した。

家きんチフス及びヒナ白痢—この2疾病は多くの点で似ている。これらは国際的に感染拡大している。清浄性を報告している国がある。死亡率はさまざまであるが、100%に達することもある。グループは、これら疾病をリストに残し、遺伝子型に基づくか、それを分類していない国は“spp”で報告すべきであると勧告した。グループは、前者を“*Salmonella gallinarum* 感染症(家きんチフス)”に名称変更し、報告では、*Salmonella sp.* 及び *Salmonella gallinarum* を使用することを勧告した。ヒナ白痢については、グループは、当該疾病を“*Salmonella pullorum* 感染症 (ヒナ白痢)”に名称変更し、報告システムにリストに *Salmonella sp.* 及び *Salmonella pullorum* を追加することを勧告した。

出血性敗血症—当該疾病が広くまん延しているが、グループは、家畜又はその生産物の移動を通じて国際的に感染拡大していることを支持する主張を見出さなかった。したがって、第一の基準が満たされていない。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

伝染性ファブリキウス嚢病 (ガンボロ病) —広くまん延しているものの、当該疾病は、有効な防疫措置 (たとえば、ワクチン) のおかげで、罹病率・死亡率が低い。当該疾病は、人獣共通感染症であるおそれもなく、野生動物群に高い罹病率・死亡率を示さない。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

牛伝染性鼻気管炎・伝染性膿疱性外膜炎—当該疾病は、国際的な感染拡大と高い罹病率（20%）が証明されている。グループは、当該疾病を“牛ヘルペスウイルス 1 型感染症”の名称でリストに残すことを勧告した。

リーシュマニア病—国際的な感染拡大が証明されている。清浄国が存在し、当該疾病は人獣共通感染症の可能性もある。グループは、基準を満たしている *L. infantum* に関して、リーシュマニア症をリスト疾病として残すことを勧告した。

兎粘液腫—罹病率が 100%に達することがあり、死亡率は 36%から 68%である。グループは、当該疾病をリストに残し、“兎粘液腫ウイルス感染症”に名称変更することを勧告した。

ナイロビ羊熱—グループは、これを非常に重要な疾病として認識し、当該疾病が発生していると信じられている加盟国がそれを報告していないかもしれないことに懸念を表明した。グループは、科学的評価とそれを報告している国の数に乖離があることに注目した。当該疾病は、人獣共通感染症の可能性もある。生きた動物の貿易のために利用可能な信頼できる診断法がある。グループは、その重要性に対する加盟国の認識を監視するために当該疾病をリストに残すことを勧告した。

ニパウイルス感染症—当該疾病は人に対する高い死亡率を有する人獣共通感染症である。生きた動物、その生産物又は媒介物を介した国際的な感染拡大は証明されていない。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

ヨーネ病—当該疾病は広く分布している。いくつかの国が撲滅プログラムを実施中である。当該疾病は、高い罹病率を示し、人獣共通感染症であるおそれもある。正確な診断法の欠如が、無症状感染動物の診断を難しくしている。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

豚囊虫症—グループは、当該疾病が人獣共通感染症であると認識した。生きた動物の移動による当該疾病の国際的な感染拡大は証明されていない。当該疾病は、感染動物で高い罹病率を示さない。生きた動物に使用される信頼できる診断法がないことから、診断はと畜後の検査による。当該疾病は重要な人獣共通感染症であるが、当該疾病による被害の見積もりがなく、当該疾病を OIE に報告したとしても、そのまん延を防止することにならない。グループは、当該疾病をリストから削除し、しかしながら、陸生マニュアルの関連章の規定は引き続き更新されるべきであると勧告した。

豚繁殖・呼吸障害症候群—グループは、当該疾病の適切な症例の定義が欠如してい

ること及び通報すべき遺伝子型を評価する個別のアドホックグループの必要性を認識した。グループは、この追加情報とともに、当該疾病をリストに残すことを勧告した。

**Q 熱**—国際的な感染拡大が証明されており、当該疾病は人獣共通感染症である。当該疾病は、小反すう動物及び牛に大規模な流産を引き起こす場合もある。ニュージーランドが当該疾病の清浄性を主張している。グループは、当該疾病をリストに残すことを勧告した。グループはまた、大規模流産の発生を含む臨床疾病と *Coxiella burnetii* 感染とを区別するため、症例の定義を含む当該疾病に関する陸生コードが作成されるべきであると勧告した。

**兔ウイルス性出血熱**—当該疾病は 90%までの罹病率と 70%から 80%の死亡率を示す。グループは、当該疾病をリストに残すことを勧告した。

**牛疫**—グループは、撲滅された疾病がリストに残されるべきかどうかの問題を議論した。グループは、牛疫の場合には、リスト化の基準がまだ満たされていると考え、したがって、当該疾病がリストに残されるべきであると勧告した。

**サルモネラ症 (*S. abortusovis*)**—当該疾病は散発的であるが、高い罹病率・死亡率（雌緬羊で 60%）を示し、流産を起こす場合もあり、雌緬羊及び新生緬羊では死亡率が高い場合もある。グループは、当該疾病をリストに残すことを勧告した。

**スクレイピー**—当該疾病は高い罹病率（群内罹病率で 2-30%）又は死亡率を示さず、人獣共通感染症でもない。しかしながら、グループは、スクレイピーのような長い潜伏期間の病気の罹病率の程度を評価することの難しさに言及した。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

**豚水胞病**—当該疾病は、高い罹病率を示さず、高い死亡率ももたらさず、人獣共通感染症でもない。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

**タイレリア病**—グループは、報告のため、リスト化の基準を満たす重要なタイレリア病、すなわち *Theileria annulata* 及び *T. parva* 並びに個別の種を区別していない国の場合には *Theileria sp.* をリスト疾病にするよう勧告した。

**伝染性胃腸炎**—国際的な感染拡大が証明されている。子豚では、死亡率が 100%に達する場合があるが、成豚では、当該疾病は他の一次病原体に感染していた場合のみ懸念される。利用可能な信頼できる診断法がないが、有効なワクチンがあり、当該疾病は容易に防疫できる。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

水胞性口炎—当該疾病は、高い罹病率又は死亡率をもたらすことがなく、臨床疾病の罹病率は低い（10-20%）。当該疾病は、人獣共通感染症である可能性はそれほど高くない。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

西部馬脳炎—当該疾病の国際的感染拡大は証明されていない。当該ウイルスは、レゼルボアとして作用するおそれのある野生鳥類から分離されるが、伝播は主に蚊によって起きる。馬が西部馬脳炎ウイルスの最終宿主であり、臨床症例はまれである。当該疾病は、WAHIS/WAHID では、ボリビアとアメリカ合衆国からのみ報告されている。グループは、当該疾病をリストから削除することを勧告した。

ウエストナイル熱—当該疾病の国際的感染拡大が証明されている。当該疾病は高い罹病率と高い死亡率を示すことがある。グループは、馬の臨床症例がしばしば人の臨床症例と同時に発生するという事実と、馬が最終宿主であることから、当該疾病を“多宿主”疾病のカテゴリのリストに引き続き残すべきか、家きん疾病のカテゴリに移動すべきかを議論した。グループはまた、当該疾病の管理のために獣医サービスが公衆衛生サービスに提供する情報の有用性を向上させるための活動を実施するよう勧告した。

#### 4. レプトスピラ症

レプトスピラ症—グループは、当該疾病に関する専門家の意見を入手する必要性を議論した。グループは、この問題により良く対処するためのガイダンスを作るよう勧告した。OIE は、レプトスピラ症のリファレンスラボラトリーに特定の病原性血清型のリスト化に関する見解を提供するよう要請した。

#### 5. 非リスト疾病に関する主な議論の要約

慢性消耗性疾患—当該疾病が国際的に感染拡大する可能性があるとの証拠が、韓国に輸入された鹿が当該疾病にかかっていることがわかった時に得られている。多くの国は清浄である。臨床症状に基づく罹病率は、捕獲鹿群及び野生鹿群ともに高いとは考えられないし、人獣共通感染症の可能性も証明されていない。したがって、グループは、慢性消耗性疾患がリスト化の基準を満たしていないと信じる。

シュマレンベルグウイルス感染症—国際的感染拡大の証拠があり、多くの国が清浄で、入手可能な情報によると人獣共通感染症の証拠はない（ECDC 評価を参照）。全流行期間を考慮すると、高い罹病率・死亡率は立証されていない。EFSA の報告によると、欧州で報告された緬羊群の中でシュマレンベルグウイルス（SBV）が確認された割合は、最大でも国当たり 4%、地域当たり 7.6%であり、牛では、国及び地域の両方のレベルで、群の 1.3%未満から SBV が確認されたと報告された。グループはまた、急速な感染拡大の基準が満たされているかどうか議論し、臨床症状が

主として子畜で発生する（成畜の臨床疾病は、一過性で、普通軽微である）ことから、これが困難であると感じた。グループは、現在では、他の場所・領地に感染拡大する証拠があると認識した。当該疾病が、現在知られているその地理的範囲の外で発生した又はその性質が変化した場合には、陸生コード第 1.1.3 上の規定に基づき、ただちに報告されるべきである。

## 6. トリパノソーマに関する主な議論の要約

グループは、トリパノソーマ病に代わってリスト化されるとの観点から、リスト化基準を満たすトリパノソーマの種を同定することを要請された。

最も病原性の強い動物のトリパノソーマの紹介（別添VI）及びその地理的分布が作成された。グループは、トリパノソーマによって引き起こされるツェツェ蠅媒介及び非媒介の OIE リスト疾病を検証した。病原体をリスト化する場合には、ベクターは考慮しないことが決定された。とりわけ、グループは、多くの重要なトリパノソーマはツェツェ蠅以外のベクターによって伝播され、そのためツェツェ蠅伝播性のトリパノソーマを強調すると誤解を招きやすいと認識した。*T. vivax* によるトリパノソーマの例が、寄生体が特定のベクターに厳格に結びついていない場合を示すために使用された。

グループは、以下の病原体がリストされるべきと勧告した。すなわち、*T. congolense* 感染症、*T. vivax* 感染症、*T. brucei* 感染症、*T. evansi* 感染症（スーラ病）及び *T. equiperdum* 感染症（媾疫）である。これらの病原体をリスト化した基準は、別添 VI に記述されている。

チャガス病（*T. cruzi*）は、WHO によると人獣共通感染症であることから、この疾病を OIE リストに含むべきかどうかを決定するため議論が行われた。犬が、おとりの役割をするかもしれない。当該疾病は、1916 年以来アメリカ合衆国で記録されているが、包括的検証はまだ公表されていない。グループは、当該疾病の伝播における家畜の正確な役割を決定するために信頼できる疫学的調査を実施すべきと考えた。グループは、将来より多くの科学的情報が利用可能になった場合に当該疾病を検討することを勧告した。

## 7. 削除が提案された疾病の要約

グループは、現在の OIE リスト陸生疾病を新しい基準（陸生コード第 1.2 章第 1.2.2 条）に照らして評価した。蜂の疾病は、蜜蜂疾病アドホックグループがリストは変更すべきではないと勧告したことから、検討していない。現在リスト化されている 85 陸生動物疾病のうち、グループは、新基準を満たしていないと考えられた表 1 の 16 疾病をリストから削除するよう提案した。



表1：削除が提案された疾病

	疾病名
1	伝染性気管支炎
2	伝染性喉頭気管支炎
3	牛カンピロバクター症
4	クリミアコンゴ出血熱
5	牛白血病
6	馬鼻肺炎（EHV-4によるもの）
7	出血性敗血症
8	伝染性ファブリキウス嚢病(ガンボロ病)
9	ニパウイルス感染症
10	ヨーネ病
11	豚嚢虫症
12	スクレイピー
13	豚水胞病
14	伝染性胃腸炎
15	水胞性口炎
16	西部馬脳炎

【別添Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥ：省略】